

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更についてお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく施設の配置及び運営方法の変更に関する届出について、同法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、下記の掲示をもって変更内容をお知らせします。

●変更内容について

店 舗 名 称	フジ竹原店 A棟	フジ竹原店 B棟	フジ竹原店 C棟	
所 在 地	竹原市下野町3308	竹原市下野町3293	竹原市下野町3611	
店舗設置者	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 （愛媛県松山市宮西一丁目2番1号）			
変 更 事 項	(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項			
	①駐車場の収容台数（届出駐車台数）			
	駐車場の位置	変更前	変更後	備 考
	A棟（フジ）敷地駐車場	222台	180台	整備台数218台のうち、届出台数を180台とします
	B棟（ジュンテンドー）敷地駐車場	108台	59台	サービス施設を増設します
	C棟（TSUTAYA）敷地駐車場	165台	60台	整備台数149台のうち、届出台数を60台とします
	合 計	495台	299台	
	(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項			
	①駐車場の自動車の出入口の数及び位置			
	駐車場の位置	変更前	変更後	備 考
	A棟（フジ）敷地駐車場	3か所	3か所	
	B棟（ジュンテンドー）敷地駐車場	3か所	3か所	
	C棟（TSUTAYA）敷地駐車場	5か所	6か所	届出錯誤の是正
	合 計	11か所	12か所	
変更年月日	(1) 駐車場の収容台数 2026年4月7日 (2) 駐車場の出入口の数及び位置 2000年8月4日（変更済）			
変更する理由	(1) 届出駐車台数の適正化を図り余剰スペースにテナントを誘致するため (2) 平成12年8月4日の開店日より利用する出入口について、平成12年8月4日付大規模小売店舗立地法附則第5条第1項届出書に錯誤があったものを是正するため			
掲示責任者及び連絡先	株式会社成研 児玉 将典 TEL（082）533－7027			

●届出書の縦覧と意見書の提出について

届 出 書	縦 覧 期 間	令和7年8月18日から令和7年12月17日まで
	縦 覧 場 所	竹原市企画部産業振興課
意 見 書	提 出 期 限	令和7年12月17日まで
	提 出 先	竹原市企画部産業振興課
届出書の縦覧及び意見書の提出に関するお問い合わせ先		竹原市企画部産業振興課 竹原市中央五丁目6番28号 TEL（0846）22-7745

※掲示期間：令和7年12月17日まで